COI 規程一部改定についてのお知らせ

会員各位

平素より日本体外循環技術医学会の活動に対してご理解ご協力を賜り感謝 申し上げます。

日本体外循環技術医学会は、体外循環技術、それに関連する研究の進歩ならびに普及をはかり、これを通じて学術文化の向上、医療の進歩発展に寄与し、健康と福祉に貢献することを目的とする法人団体です。よって会員などに本法人事業での利益相反(conflict of interest: COI)状態にある企業との経済的な関係を一定の要件のもとに開示させることにより、COI 状態を適正にマネジメントし、社会に対する説明責任を果たす事を目的に本法人の COI に関する指針を定めてあります。

今回、他学会の COI に関する指針を鑑み、規定の一部に条文を追記することになりました。以下に変更点を記載いたしますので周知のほどよろしくお願いいたします。また、これに伴い Q&A の追加および今後の学術大会において利益相反「あり」の場合の開示書式も変更いたしますので、よろしくお願いいたします。

日本体外循環技術医学会 理事長 安野 誠 COI委員会 委員長 堤 善充

(開示を要する金額等の基準)

- 2.企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職については、1つの企業・団体からの報酬 | 2.企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職については、1つの企業・団体からの報酬 額が年間100万円以上の場合。
- 3. 企業や営利を目的とした団体の株の保有については、1つの企業についての1年間の株 による利益(配当、売却益の総和)が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の 5%以上を所有する場合。
- 4. 企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料については、1つの特許権使用料が年 | 4. 企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料については、1つの特許権使用料が年 間 100 万円以上の場合。
- 5. 企業や営利を目的とした団体から、会議の出席(発表)に対し、研究者を拘束した時 間・労力に対して支払われた日当(講演料など)については、1つの企業・団体からの 年間の講演料が合計50万円以上の場合。
- 6. 企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料につ いては、1つの企業・団体からの年間の原稿料が合計50万円以上の場合。
- 払われた総額が年間100万円以上の場合。
- 8. 企業や営利を目的とした団体から奨学寄付金(奨励寄付金)を受けている場合につい ては、1つの企業・団体から、1名の研究代表者に支払われた総額が年間100万円以 上の場合。
- 9. 企業や営利を目的とした団体から寄付講座については、企業・組織や団体が提供する 寄附講座に申告者らが所属している場合。
- 10. 企業や営利を目的とした団体からの旅費(学会参加、施設の視察)や贈答品の受領に 10. 医学研究において使用される試薬・材料・機材などを無償で提供があった場合や. ついては、1つの企業・組織や団体から受けた総額が年間5万円以上の場合。

(開示を要する金額等の基準)

- 第5条 本指針の「IV.開示・公開すべき事項」で、申告が必要な金額を次の各項に定める。| 第5条 本指針の「IV.開示・公開すべき事項」で、申告が必要な金額を次の各項に定める。
 - 額が年間100万円以上の場合。
 - |3. 企業や営利を目的とした団体の株の保有については、1つの企業についての1年間の株 による利益(配当、売却益の総和)が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の 5%以上を所有する場合。
 - 間 100 万円以上の場合。
 - 5. 企業や営利を目的とした団体から、会議の出席(発表)に対し、研究者を拘束した時 間・労力に対して支払われた日当(講演料など)については、1つの企業・団体からの 年間の講演料が合計50万円以上の場合。
 - 6. 企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料につい ては、1つの企業・団体からの年間の原稿料が合計50万円以上の場合。
- 7. 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費については、1つの臨床研究に対して支 17. 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費については、1つの臨床研究に対して支 払われた総額が年間100万円以上の場合。
 - 8. 企業や営利を目的とした団体から奨学寄付金(奨励寄付金)を受けている場合について は、1つの企業・団体から、1名の研究代表者に支払われた総額が年間100万円以上 の場合。
 - 9. 企業や営利を目的とした団体から寄付講座については、企業・組織や団体が提供する寄 附講座に申告者らが所属している場合。
 - データ解析その他の役務提供があった場合には、その旨記載する。この項目は本学会 学術集会などで発表する際、および本学会に関連する刊行物に掲載する際のCOI事項の 申告に該当する。
 - 11. 企業や営利を目的とした団体からの旅費(学会参加、施設の視察) や贈答品の受領 については、1つの企業・組織や団体から受けた総額が年間5万円以上の場合。

新